

変更登録申請のご案内

登録事項を変更された場合は、行政書士法第 6 条 4 項により変更登録申請書の提出が必要となります。東京都行政書士会事務局まで来局又は郵送によりご提出下さい。

費用

手数料 4,000円 (現金又は郵便小為替)

※以下の場合は無償扱いです。

- ①「電話番号」及び「FAX番号」、「郵便番号」のみの変更
- ②「住居表示の変更」による変更 (市区町村長名の「住居表示変更証明書」添付)

提出書類

1. 行政書士変更登録申請書・・・2部

※右上「登録番号」「登録年月日」「生年月日」「氏名」を記入・職印押印し、□の中は変更事項のみチェックしご記入下さい。

2. FAX番号変更届・・・1部 ※変更がない場合は提出不要

3. 事務所写真 (規定用紙)

※事務所所在地変更の場合のみ

※以下の点に注意して撮影し、規定用紙に写真貼付又はカラー印刷をしてご提出下さい。

- (1) 1ヶ月以内に撮影した鮮明な写真であること。
- (2) 戸建て住宅の一部を事務所とする場合、同一フロアに他の法人や団体等と同居している事務所の場合は、独立性を確保した形態であることがわかるような写真を必ず貼付すること。
- (3) 事務所内部は、概要や独立性が確認できるように、さまざまな方向から写したものであること。
なお、用紙が足りない場合はコピーして追加すること

4. 顔写真 縦 3 cm × 横 2.5 cm (カラー・無帽・正面上半身・無背景・裏面に氏名記入)

- (1) 属性のみ変更の場合 1枚 (行政書士証票)
- (2) 住所 (自宅のみ) 変更の場合 1枚 (東京会会員証)
- (3) 上記以外の変更の場合 (事務所所在地、氏名変更等) 2枚 (行政書士証票・東京会会員証)

※「本籍」「電話番号」「FAX番号」「郵便番号」のみの変更の場合は不要です。

添付書類等

I. 本籍地変更の場合 ; 戸籍抄本 (発行後 3ヶ月以内の原本)・・・1部

II. 氏名変更の場合 ; 戸籍抄本 (発行後 3ヶ月以内のもの)・・・1部

※旧姓使用の有に○をされた場合は、職名使用届 (規定用紙) を提出して下さい。

※氏名変更の場合、新氏名の行政書士登録証を発行しますので、現在お持ちの行政書士登録証は返却となります。また、申請取次届出済証明書も変更となります。

<外国人の氏名変更の確認書類>

平成 24 年 7 月 9 日より住民基本台帳法・入管法等の改正に伴い下記書類の提出が必要となります。

- ・外国人登録証明書のコピー・・・有効期限内 (事務局にて原本確認)
- ・記載事項証明書の原本・・・発行後 3ヶ月以内
- ・特別永住者証明書のコピー・・・有効期限内 (事務局にて原本確認)
- ・在留カードのコピー・・・有効期限内 (事務局にて原本確認)

} いずれか 1 点

III. 住所 (自宅) 変更の場合 ; 住民票 (発行後 3ヶ月以内の原本)・・・1部

IV. 事務所所在地変更の場合 下記1～6のうちで該当する事務所形態を確認の上、ご提出下さい。

事務所の設置にあたり、所在地が独立し安定した事務所形態でなければなりません。

したがって、賃貸借契約等による契約の利用期間が1年以下の場合は安定した事務所とみなせませんので
ご注意下さい。また、審査結果によっては、事務所の現地調査を行う場合があります。

※レンタルオフィスをお考えの方は、事務局にお問い合わせ下さい。

形態によっては、行政書士事務所に適当で無い場合（ブース型等）があります。

1. 自宅住所（住民票住所地）と事務所所在地が同一の場合

・住民票（発行後3ヶ月以内のもの）・・・1部 ※現在登録中の住所に事務所を変更する場合は不要。

2. 自宅以外の独立事務所の場合

・自己所有の場合 ①建物の登記簿謄本（原本）；1部

・自己名義の賃貸借契約の場合 ①自己名義の賃貸借契約書（写し）；1部

※契約の使用目的が住居用の場合は、使用承諾書（規定用紙）もあわせて添付のこと。

・親族所有の場合 ①建物所有者（親族）の使用承諾書（規定用紙）②建物の登記簿謄本（原本）；各1部

・賃借人から転賃借する場合

①建物所有者と賃借人の間で取り交わされた賃貸借契約書（写し）

②建物所有者・賃借人の使用承諾書（規定用紙）；各1部

※賃借人が法人の場合は「4. 法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合」でご提出下さい。

3. 行政書士又は他士業者（弁護士法人・税理士法人等の士業法人を含む）と 同一場所に事務所を設ける場合

・自己所有の場合

①建物の登記簿謄本（原本）②共同合同事務所届出書（規定用紙）③他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合の誓約書（規定用紙）；各1部

・自己名義の賃貸借契約の場合

①自己名義の賃貸借契約書（写し）②共同合同事務所届出書（規定用紙）

③他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合の誓約書（規定用紙）；各1部

・共同者もしくは合同者所有の場合

①建物の登記簿謄本（原本）②建物所有者（共同者（合同者））の使用承諾書（規定用紙）

③共同合同事務所届出書（規定用紙）④他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合の誓約書（規定用紙）；各1部

・共同者もしくは合同者名義の賃貸借契約の場合

①共同者（合同者）名義の賃貸借契約書（写し）②建物所有者・共同者（合同者）の使用承諾書（規定用紙）③共同合同事務所届出書（規定用紙）④他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合の誓約書（規定用紙）；各1部

※士業法人と同居の場合「共同合同事務所届出書」の資格欄には法人名、氏名欄には代表者氏名を記入し、印は法人印を押印して下さい。

4. 法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合

・法人所有の場合

①建物の登記簿謄本（原本）②建物所有者（法人）の使用承諾書（規定用紙）

③法人等の事務所内に事務所を設ける場合の誓約書（規定用紙）④法人の登記簿謄本（原本）

⑤法人内の使用フロア平面図；各1部

・法人名義の賃貸借契約の場合

①法人名義の賃貸借契約書（写し）②建物所有者・法人の使用承諾書（規定用紙）

③法人等の事務所内に事務所を設ける場合の誓約書（規定用紙）④法人の登記簿謄本（原本）

⑤法人内の使用フロア平面図；各1部

※法人等の事務所内に行政書士事務所を設置するような場合には、行政書士事務所としての位置、区画等（例えば出入り口近辺、独立した一室、専用電話等）が法人等と明確に区分され、かつ独立性が確保されている必要があります。また、行政書士業務が、その法人等の支配に服さず、一般の利用者を拒むことのない事務所機能を確保している必要があります。

5. 行政書士又は行政書士法人の使用人になる場合

勤務先である行政書士または行政書士法人との雇用契約書の写し ； 1部

6. 行政書士法人の社員になる場合 ※ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

・主たる事務所が東京都内の場合

上記、**提出書類**1～4及び**添付書類**I～IVの該当する書類が必要です。

また、別途、法人から行政書士法人名簿登載事項変更届出書の提出が必要になりますので、詳しくは行政書士法人変更のご案内を参照してください。

・主たる事務所が東京都外の場合

上記、**提出書類**1～4及び**添付書類**I～IVの該当する書類が必要です。

事務所の名称について

平成16年8月1日より「行政書士名簿に登録すべき事項等」に「事務所の名称」が含まれることとなりました。（日本行政書士会連合会会則第39条）

事務所の名称は、平成16年8月1日以降の新規登録会員については必須の登録事項となりますが、既存会員（平成16年7月以前に登録）については、附則にて「この会則の施行前にその事務所に掲示されていた表札の表記をもって、事務所の名称とみなす。」となっており、すなわち「行政書士〇〇〇〇（氏名）事務所」とみなされております。

したがって、既存会員については「事務所の名称」の登録は強制されるものではありませんが、「事務所の名称」を新たに登録される際には、変更登録申請が必要になり有償（手数料4000円）となってしまいますので、「事務所の名称」以外で変更登録申請をされる場合については、併せて「事務所の名称」についても登録いただきますよう、お願い申し上げます。

尚、事務所の名称については、別紙「事務所の名称に関する指針」が基準となりますので、ご覧下さい。

問合せ先	： 東京都行政書士会登録係
	〒153-0042 目黒区青葉台 3-1-6
	TEL03-3477-2881 FAX03-3463-0669